公　告

諸　事　項

工場財団

福島県伊達郡川俣町飯坂字前中居１番地**株式会社日ピス福島製造所**の工場財団に福島県伊達郡川俣町飯坂字前中居１番地１株式会社日ピス福島製造所福島工場の機械器具等を追加する変更登記申請に係る動産につき権利を有する者、差押、仮差押又は仮処分債権者は、本日から32日以内に権利を申し出て下さい。

平成 23 年７月 15 日　　福島地方法務局

有権者申出方

元当局所属公証人渡邊公進の身元保証金還付につき、その上に権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から６か月以内に当局に申し出てください。

平成 23 年７月 15 日　　横浜地方法務局

司法書士懲戒処分公告

下記の者については、司法書士法（昭和25年法律第197号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年７月７日から２か年間の司法書士業務の停止の処分を行ったので、同法第51条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年７月 15 日

山口地方法務局長　奥田　哲也

記

氏名　吉田　匡宏

所属する司法書士会　山口県司法書士会

登録番号　山口第256号

事務所の所在地　山口県宇部市松山町二丁目３番１号

違反行為　所得税法違反

土地家屋調査士懲戒処分公告

下記の者については、土地家屋調査士法（昭和25年法律第228号）第42条第２号の規定に基づき、平成23年７月７日から２か年間の土地家屋調査士業務の停止の処分を行ったので、同法第46条の規定に基づき、公告する。

平成 23 年７月 15 日

山口地方法務局長　奥田　哲也

記

氏名　吉田　匡宏

所属する土地家屋調査士会　山口県土地家屋調査士会

登録番号　山口第794号

事務所の所在地　山口県宇部市松山町二丁目３番１号

違反行為　所得税法違反

建設業の営業の停止命令の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第28条第３項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年７月 15 日

九州地方整備局長　中嶋　章雅

1　処分をした年月日　平成23年７月４日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　三交電気工事株式会社　代表取締役　松尾　春成　福岡県福岡市南区横手３丁目14番15号　国土交通大臣許可（特―21）第20937号

3　処分の内容　建設業法第28条第３項に基づく営業の停止命令

⑴　停止を命ずる営業の範囲

電気工事業及び電気通信工事業に関する営業のうち、公共工事に係るもの又は民間工事であって補助金等の交付を受けているもの

（注１）「電気工事業及び電気通信工事業に関する営業」とは、注文者から電気工事及び電気通信工事を請け負う営業をいう。

（注２）「公共工事」とは、国、地方公共団体、法人税法（昭和40年法律第34号）別表第一に掲げる公共法人（地方公共団体を除く。）又は建設業法施行規則（昭和24年建設省令第14号）第18条に規定する法人が発注者である建設工事又は民間資金等の活用による公共施設等の整備等の促進に関する法律（平成11年法律第117号）第２条第２項に規定する特定事業に係る建設工事をいう。

（注３）「民間工事」とは、上記（注２）以外の建設工事をいう。

（注４）「補助金等」とは、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）第２条第１項に規定する補助金等及び同条第４項に規定する間接補助金等並びに地方公共団体の交付する給付金でこれらに類するものをいう。

⑵　期間

平成23年７月19日から平成24年７月18日までの１年間

4　処分の原因となった事実　三交電気工事株式会社の元代表取締役は、他者と共謀の上、国土交通省九州地方整備局嘉瀬川ダム工事事務所（以下「工事事務所」という。）が平成21年１月29日に一般競争入札に係る開札手続を行った嘉瀬川ダム上下流域光ケーブル敷設工事及び工事事務所が平成22年２月４日に一般競争入札に係る開札手続を行った嘉瀬川ダム配電線敷設工事の一般競争入札に際し、工事事務所の元職員から両工事の調査基準価格の消費税を控除した価格の近似した価格について教示を受け、両工事について教示を受けた価格に近似する価格で入札して両工事を落札し、もって偽計を用いて公の入札の公正を害すべき行為をした。

これにより、平成23年４月22日に福岡地方裁判所において、刑法第96条の３第１項（競売入札妨害）及び同法第60条（共同正犯）により懲役１年（執行猶予３年）の判決を受け、その刑が確定している。

このことは、建設業法第28条第１項第２号及び第３号に該当すると認められる。

建設業の許可の取消処分の公告

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年７月 15 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年６月28日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社三徳興産　長谷川　泉　鳥取県米子市榎原1452―１　国土交通大臣許可（般―21）第20694号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（電気工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年５月10日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年７月 15 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年６月28日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社五月工建　髙山　尚明　岡山県津山市小原127　国土交通大臣許可（特―22）第23553号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（管工事業に関する特定建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年６月２日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。

建設業法（昭和24年法律第100号）第29条第１項の規定による処分をしたので、同法第29条の５第１項の規定に基づき、次のとおり公告する。

平成 23 年７月 15 日

中国地方整備局長　福田　　功

1　処分をした年月日　平成23年６月28日

2　被処分者の商号、代表者の氏名、主たる営業所の所在地及び許可番号　株式会社ビルック　塩見寿美子　広島県広島市東区上大須賀町９―14　国土交通大臣許可（特―20）第22787号

3　処分の内容　建設業法第29条第１項に基づく許可の取消し（建築工事業、大工工事業、左官工事業、とび・土工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・ブロツク工事業、鋼構造物工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、建具工事業に関する一般建設業の許可）

4　処分の原因となった事実　平成23年５月23日付けで建設業法第12条（第17条において準用する場合を含む。）の規定による廃業等の届出があり、このことが同法第29条第１項第４号に該当する。